

## 共生社会の構築を目指して 障害のある人への理解を広げよう！

街角の小さな段差など、私たちが、日頃気づかないような小さなバリアが、障害のある人にとっては、日常生活において、大きな不便となることがあります。また、周囲の人たちに、障害に対する十分な理解がなかったり、誤解や偏見が原因で、障害のある人がサービスの利用を断られたりして、社会参加が阻まれてしまう場合があります。障害の有無に関わらず、暮らしやすい社会を作っていくためには、障害のある人に対する理解を広げていくことが大切です。

### ★障害者差別とは

#### ▶ 不当な差別的取り扱い

- ・きちんとした理由もないのに障害があるということでサービスなどの提供を断ったり、制限したり、障害のない人には付けない条件を付けること。

#### ▶ 合理的配慮の提供をしないこと

- ・障害のある人から、手助けや心配りをしてほしいと言われた場合に、負担が重すぎない範囲で対応しないこと。

※合理的配慮は、事業者も令和6年4月1日から義務化されます。

### ★合理的配慮の事例について

詳しくは、「合理的配慮サーチ」をご覧ください。(内閣府の公式Web サイト)

合理的配慮サーチ

検索



### 「ヘルプマーク」



◀体の内部に障害のある人や難病の人など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせることができるマークです。

### 「ヘルプカード」



◀「ヘルプマーク」を表示したカードです。必要な情報を書き込んでおくことで周囲に手助けを求めやすくなります。

▶ 問合せ 千葉県障害者福祉推進課 ☎043-223-2935 FAX043-221-3977

伐採・除草  
剪定・植栽

店舗や施設、アパート等の緑化管理も  
お任せください！

 株式会社 芳友  
hōyū

〒289-0221  
千葉県香取郡神崎町神崎本宿2001-101

お見積り無料!! ☎0478-79-0661

**広報こうざき  
有料広告募集**

発行部数2350部の神崎町広報に  
広告を掲載してみませんか。

詳しくは、総務課企画財政係まで  
TEL 0478-72-2111